

審 査 基 準

平成 2 5 年 3 月 2 8 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 5 9 条第 2 項
処 分 の 概 要： ^{けん} 牽引の許可
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第 5 9 条第 3 項（自動車 ^{けんいん} の牽引制限） 道路交通法施行規則第 8 条の 5（牽引 ^{けんいん} の許可証の様式等）
審 査 基 準：別紙のとおり 許可の申請を受理した公安委員会は、当該申請に係る許可対象行為が道路を指定し、又は時間を限ったことにより、次の条件のいずれも満たすこととなると認めるときは、許可をすることができる。 1 車両の構造に関する基準 当該牽引 ^{けん} を許可する場合において、当該車両が(1)・(2)両方の条件を満たさなければならぬ。 (1) 当該許可申請に基づく牽引 ^{けん} 行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと。 (2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。 2 道路及び交通の状況に関する基準 出発地から目的地までの道路に、幅員が狭く右左折が困難な場所がある場合や、交通の頻繁な場所がある場合等において、当該車両が通行することによって通行道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を及ぼすなど、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。
標 準 処 理 期 間：1 0 日以内（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 出発地を管轄する警察署の交通課（係）（高速自動車国道に係るものは、島根県警察高速道路交通警察隊）
問 い 合 わ せ 先：島根県警察本部交通部交通規制課
備 考：

